

距離制運賃新旧対照表

現行				備考
II 距離制運賃料金表				
郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表（北海道運輸局）				
運賃率表				単位：円
キロ程	車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
10 kmまで		5,080	8,540	10,700
20 "		6,060	8,540	10,700
30 "		7,040	9,920	12,470
40 "		8,020	11,300	14,200
50 "		9,020	12,710	15,950
60 "		10,010	14,090	17,670
70 "		10,980	15,470	19,400
80 "		11,960	16,860	21,170
90 "		12,960	18,250	22,900
100 "		13,950	19,630	24,640
110 "		14,550	20,500	25,710
120 "		15,170	21,370	26,790
130 "		15,770	22,220	27,860
140 "		16,380	23,070	28,940
150 "		16,990	23,940	30,010
160 "		17,610	24,790	31,110
170 "		18,200	25,650	32,180
180 "		18,820	26,500	33,230
190 "		19,420	27,370	34,320
200 "		20,030	28,230	35,410
220 "		21,100	29,750	37,280
240 "		22,170	31,260	38,760
260 "		23,250	32,770	41,090
280 "		24,330	34,280	42,980
300 "		25,390	35,770	44,860
320 "		26,460	37,280	46,760
340 "		27,530	38,800	48,670
360 "		28,610	40,320	50,560
380 "		29,680	41,820	52,440
400 "		30,760	43,330	54,330
420 "		31,830	44,840	56,230
440 "		32,900	46,350	58,120
460 "		33,960	47,850	60,010
480 "		35,040	49,370	61,920
500 "		36,110	50,880	63,810
500kmを超え50kmまでを増すごとに		2,680	3,770	4,730
I. 冬期割増適用地域及び適用期間				
適用地域		期間		割増率
北海道		自11月16日	至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県				
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡		自12月1日	至3月31日	2割
II. 都市割増料				
車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー	
高額	490	620	780	
低額	320	400	480	
※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市				
※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市				
III. 航送期間中の固定費				
車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー	
30分当りの固定費の額	990	1,410	1,780	

郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表（東北運輸局のうち宮城、福島、岩手及び青森運輸支局）

運賃率表

単位：円

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
キロ程			
10 kmまで	4,820	8,010	10,220
20 "	5,750	8,010	10,220
30 "	6,680	9,320	11,910
40 "	7,620	10,640	13,550
50 "	8,550	11,940	15,240
60 "	9,490	13,250	16,880
70 "	10,410	14,550	18,540
80 "	11,350	15,850	20,230
90 "	12,280	17,150	21,890
100 "	13,230	18,460	23,570
110 "	13,790	19,280	24,560
120 "	14,370	20,090	25,590
130 "	14,950	20,890	26,620
140 "	15,530	21,710	27,650
150 "	16,110	22,530	28,680
160 "	16,680	23,310	29,740
170 "	17,250	24,120	30,750
180 "	17,840	24,940	31,770
190 "	18,420	25,730	32,800
200 "	18,990	26,540	33,840
220 "	20,010	27,950	35,640
240 "	20,190	28,200	35,940
260 "	20,280	28,340	36,090
280 "	20,750	29,000	36,950
300 "	21,660	30,280	38,600
320 "	22,580	31,550	40,230
340 "	23,500	32,830	41,850
360 "	24,410	34,110	43,470
380 "	25,320	35,390	45,130
400 "	26,250	36,670	46,740
420 "	27,170	37,960	48,360
440 "	28,070	39,230	50,010
460 "	28,980	40,510	51,620
480 "	29,890	41,780	53,250
500 "	30,820	43,060	54,900
500kmを超え50kmまでを増すごとに	2,270	3,180	4,060

I. 冬期割増適用地域及び適用期間

適用地域	期間		割増率
北海道	自11月16日	至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県			
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡	自12月1日	至3月31日	2割

II. 都市割増料

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
高額	440	560	710
低額	290	370	460

※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市

※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

III. 航送期間中の固定費

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
30分当りの固定費の額	840	1,170	1,510

郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表（関東運輸局）

運賃率表

単位：円

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
キロ程			
10 kmまで	5,210	8,770	10,870
20 "	6,230	8,770	10,870
30 "	7,240	10,210	12,640
40 "	8,260	11,620	14,400
50 "	9,260	13,060	16,170
60 "	10,270	14,490	17,940
70 "	11,270	15,900	19,700
80 "	12,290	17,320	21,470
90 "	13,310	18,770	23,210
100 "	14,330	20,180	25,000
110 "	14,950	21,070	26,100
120 "	15,570	21,960	27,190
130 "	16,190	22,850	28,280
140 "	16,820	23,730	29,370
150 "	17,450	24,600	30,460
160 "	18,070	25,480	31,570
170 "	18,680	26,370	32,660
180 "	19,320	27,250	33,730
190 "	19,960	28,120	34,820
200 "	20,580	29,010	35,920
220 "	21,670	30,570	37,840
240 "	21,860	30,830	38,170
260 "	21,970	30,960	38,350
280 "	22,490	31,700	39,240
300 "	23,470	33,100	40,980
320 "	24,460	34,480	42,710
340 "	25,450	35,880	44,440
360 "	26,440	37,280	46,160
380 "	27,440	38,690	47,910
400 "	28,430	40,080	49,640
420 "	29,410	41,490	51,340
440 "	30,390	42,880	53,120
460 "	31,390	44,270	54,820
480 "	32,390	45,670	56,560
500 "	33,370	47,070	58,300
500kmを超え50kmまでを増すごとに	2,460	3,480	4,300

I. 冬期割増適用地域及び適用期間

適用地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡	自12月1日 至3月31日	

II. 都市割増料

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
高額	440	560	710
低額	290	370	460

※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市

※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

III. 航送期間中の固定費

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
30分当りの固定費の額	920	1,290	1,590

郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表
(北陸信越運輸局のうち新潟及び長野運輸支局並びに東北運輸局のうち秋田及び山形運輸支局)

運賃率表

単位:円

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
キロ程			
10 kmまで	4,960	8,270	10,530
20 "	5,930	8,270	10,530
30 "	6,880	9,620	12,280
40 "	7,850	10,960	13,990
50 "	8,820	12,300	15,690
60 "	9,790	13,660	17,400
70 "	10,750	14,990	19,110
80 "	11,730	16,340	20,850
90 "	12,670	17,680	22,570
100 "	13,640	19,030	24,290
110 "	14,240	19,860	25,330
120 "	14,820	20,690	26,400
130 "	15,430	21,540	27,470
140 "	16,020	22,370	28,500
150 "	16,620	23,190	29,580
160 "	17,210	24,010	30,660
170 "	17,800	24,860	31,710
180 "	18,400	25,690	32,750
190 "	19,000	26,520	33,820
200 "	19,600	27,360	34,880
220 "	20,640	28,820	36,750
240 "	20,830	29,040	37,040
260 "	20,920	29,190	37,230
280 "	21,410	29,890	38,090
300 "	22,350	31,200	39,780
320 "	23,290	32,510	41,470
340 "	24,230	33,830	43,150
360 "	25,180	35,150	44,820
380 "	26,130	36,480	46,520
400 "	27,080	37,790	48,180
420 "	28,010	39,100	49,860
440 "	28,950	40,420	51,550
460 "	29,900	41,720	53,210
480 "	30,850	43,050	54,910
500 "	31,800	44,360	56,580
500kmを超え50kmまでを増すごとに	2,360	3,280	4,180

I. 冬期割増適用地域及び適用期間

適用地域	期間		割増率
北海道	自11月16日	至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県			
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下 閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡	自12月1日	至3月31日	2割

II. 都市割増料

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
高額	440	560	710
低額	290	370	460

※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市

※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

III. 航送期間中の固定費

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
30分当りの固定費の額	880	1,210	1,560

郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表（中部運輸局並びに北陸信越運輸局のうち富山及び石川運輸支局）

運賃率表

単位：円

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
キロ程			
10 kmまで	5,160	8,680	10,820
20 "	6,160	8,680	10,820
30 "	7,160	10,080	12,600
40 "	8,170	11,500	14,360
50 "	9,160	12,920	16,130
60 "	10,170	14,330	17,890
70 "	11,170	15,730	19,620
80 "	12,170	17,150	21,410
90 "	13,180	18,560	23,170
100 "	14,180	19,970	24,950
110 "	14,790	20,850	26,020
120 "	15,420	21,720	27,110
130 "	16,020	22,590	28,210
140 "	16,660	23,470	29,280
150 "	17,260	24,350	30,380
160 "	17,890	25,200	31,490
170 "	18,500	26,070	32,560
180 "	19,120	26,950	33,640
190 "	19,740	27,830	34,730
200 "	20,360	28,690	35,840
220 "	21,450	30,230	37,750
240 "	21,630	30,490	38,060
260 "	21,740	30,640	38,240
280 "	22,240	31,350	39,140
300 "	23,220	32,740	40,850
320 "	24,210	34,110	42,590
340 "	25,180	35,500	44,320
360 "	26,170	36,880	46,060
380 "	27,160	38,260	47,780
400 "	28,120	39,650	49,500
420 "	29,120	41,030	51,200
440 "	30,100	42,420	52,950
460 "	31,080	43,790	54,670
480 "	32,060	45,170	56,400
500 "	33,040	46,550	58,130
500kmを超え50kmまでを増すごとに	2,440	3,440	4,300

I. 冬期割増適用地域及び適用期間

適用地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県		
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡	自12月1日 至3月31日	

II. 都市割増料

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
高額	440	560	710
低額	290	370	460

※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市

※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

III. 航空期間中の固定費

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
30分当りの固定費の額	920	1,280	1,580

郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表（近畿運輸局）

運賃率表

単位：円

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
キロ程			
10 kmまで	5,180	8,710	10,780
20 "	6,180	8,710	10,780
30 "	7,180	10,130	12,550
40 "	8,190	11,540	14,290
50 "	9,180	12,970	16,070
60 "	10,200	14,390	17,810
70 "	11,190	15,800	19,560
80 "	12,200	17,210	21,320
90 "	13,220	18,620	23,070
100 "	14,210	20,050	24,840
110 "	14,830	20,930	25,900
120 "	15,450	21,810	27,000
130 "	16,070	22,690	28,090
140 "	16,690	23,560	29,170
150 "	17,310	24,440	30,250
160 "	17,930	25,320	31,350
170 "	18,550	26,190	32,440
180 "	19,170	27,060	33,500
190 "	19,790	27,930	34,580
200 "	20,410	28,820	35,680
220 "	21,510	30,350	37,580
240 "	21,690	30,620	37,880
260 "	21,780	30,750	38,080
280 "	22,310	31,470	38,970
300 "	23,280	32,870	40,700
320 "	24,260	34,260	42,410
340 "	25,250	35,640	44,120
360 "	26,250	37,040	45,850
380 "	27,220	38,410	47,560
400 "	28,210	39,800	49,280
420 "	29,190	41,200	51,000
440 "	30,160	42,600	52,750
460 "	31,150	43,970	54,430
480 "	32,140	45,360	56,160
500 "	33,120	46,740	57,890
500kmを超え50kmまでを増すごとに	2,450	3,450	4,270

I. 冬期割増適用地域及び適用期間

適用地域	期間		割増率
北海道	自11月16日	至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県			
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡	自12月1日	至3月31日	2割

II. 都市割増料

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
高額	440	560	710
低額	290	370	460

※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市

※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

III. 航空期間中の固定費

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
30分当りの固定費の額	920	1,280	1,580

郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表（中国運輸局）

運賃率表

単位：円

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
キロ程			
10 kmまで	5,020	8,230	10,150
20 "	5,990	8,230	10,150
30 "	6,960	9,570	11,810
40 "	7,940	10,910	13,430
50 "	8,910	12,250	15,110
60 "	9,890	13,590	16,750
70 "	10,850	14,910	18,390
80 "	11,840	16,250	20,050
90 "	12,810	17,600	21,700
100 "	13,780	18,940	23,340
110 "	14,390	19,760	24,370
120 "	14,990	20,590	25,400
130 "	15,600	21,430	26,420
140 "	16,190	22,250	27,430
150 "	16,800	23,080	28,450
160 "	17,400	23,910	29,500
170 "	18,010	24,740	30,490
180 "	18,610	25,550	31,500
190 "	19,210	26,400	32,520
200 "	19,810	27,220	33,560
220 "	20,860	28,670	35,350
240 "	21,050	28,910	35,640
260 "	21,150	29,040	35,820
280 "	21,640	29,740	36,650
300 "	22,590	31,050	38,280
320 "	23,550	32,350	39,890
340 "	24,500	33,670	41,510
360 "	25,470	34,980	43,120
380 "	26,430	36,290	44,750
400 "	27,370	37,610	46,340
420 "	28,330	38,920	47,970
440 "	29,280	40,220	49,610
460 "	30,230	41,540	51,200
480 "	31,190	42,840	52,830
500 "	32,150	44,150	54,450
500kmを超え50kmまでを増すごとに	2,390	3,270	4,030

I. 冬期割増適用地域及び適用期間

適用地域	期間		割増率
北海道	自11月16日	至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県	自12月1日	至3月31日	
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下 閉伊郡、岩手郡、和賀郡			
福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡			
岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡			

II. 都市割増料

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
高額	440	560	710
低額	290	370	460

※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市

※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

III. 航送期間中の固定費

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
30分当りの固定費の額	890	1,200	1,490

郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表（四国運輸局）

運賃率表

単位：円

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
キロ程			
10 kmまで	4,990	8,280	10,380
20 "	5,950	8,280	10,380
30 "	6,920	9,630	12,100
40 "	7,900	10,970	13,790
50 "	8,860	12,310	15,490
60 "	9,840	13,670	17,160
70 "	10,790	15,010	18,850
80 "	11,770	16,350	20,550
90 "	12,740	17,700	22,250
100 "	13,720	19,050	23,940
110 "	14,320	19,890	24,990
120 "	14,910	20,710	26,010
130 "	15,510	21,560	27,050
140 "	16,110	22,390	28,100
150 "	16,710	23,220	29,150
160 "	17,310	24,040	30,210
170 "	17,900	24,880	31,250
180 "	18,500	25,710	32,290
190 "	19,110	26,540	33,320
200 "	19,700	27,370	34,390
220 "	20,750	28,850	36,230
240 "	20,940	29,070	36,500
260 "	21,040	29,220	36,710
280 "	21,530	29,900	37,560
300 "	22,480	31,230	39,210
320 "	23,430	32,540	40,870
340 "	24,380	33,850	42,550
360 "	25,320	35,190	44,200
380 "	26,270	36,500	45,840
400 "	27,230	37,810	47,510
420 "	28,180	39,150	49,160
440 "	29,120	40,450	50,830
460 "	30,070	41,770	52,450
480 "	31,020	43,090	54,120
500 "	31,970	44,410	55,780
500kmを超え50kmまでを増すごとに	2,370	3,280	4,140

I. 冬期割増適用地域及び適用期間

適用地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県	自12月1日 至3月31日	
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下 閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡		

II. 都市割増料

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
高額	440	560	710
低額	290	370	460

※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市

※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

III. 航送期間中の固定費

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
30分当りの固定費の額	880	1,210	1,540

郵便物・一般貨物等の運送にかかる距離制運賃料金表（九州運輸局）

運賃率表

単位：円

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
キロ程			
10 kmまで	4,950	8,330	10,540
20 "	5,910	8,330	10,540
30 "	6,860	9,680	12,280
40 "	7,830	11,030	13,980
50 "	8,790	12,390	15,700
60 "	9,760	13,740	17,410
70 "	10,710	15,090	19,120
80 "	11,670	16,450	20,850
90 "	12,640	17,810	22,560
100 "	13,600	19,160	24,300
110 "	14,200	20,010	25,330
120 "	14,780	20,840	26,390
130 "	15,380	21,680	27,460
140 "	15,970	22,530	28,500
150 "	16,570	23,350	29,570
160 "	17,150	24,190	30,660
170 "	17,750	25,020	31,710
180 "	18,340	25,870	32,760
190 "	18,950	26,700	33,820
200 "	19,530	27,530	34,880
220 "	20,580	29,010	36,750
240 "	20,750	29,250	37,050
260 "	20,850	29,400	37,230
280 "	21,350	30,080	38,100
300 "	22,280	31,400	39,780
320 "	23,220	32,730	41,460
340 "	24,160	34,060	43,160
360 "	25,110	35,380	44,820
380 "	26,050	36,720	46,520
400 "	26,990	38,030	48,190
420 "	27,930	39,360	49,870
440 "	28,870	40,690	51,560
460 "	29,810	42,020	53,220
480 "	30,750	43,340	54,920
500 "	31,690	44,670	56,610
500kmを超え50kmまでを増すごとに	2,350	3,300	4,180

I. 冬期割増適用地域及び適用期間

適用地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県		
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡	自12月1日 至3月31日	

II. 都市割増料

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
高額	440	560	710
低額	290	370	460

※1 高額単価の適用都市は、東京都特別区、大阪市

※2 低額単価の適用都市は、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、さいたま市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

III. 航送期間中の固定費

車種別	4トン車まで	8トン車まで	トレーラー
30分当りの固定費の額	870	1,220	1,560

運賃料金適用方

- この運賃及び料金は、1車1回の運送ごとに運賃・料金表を用いて算出する。
ただし、乙の配車効率の向上を伴う折返し運用便を甲が設定した場合は、当該距離制運送便2便を、1車1回の運送と扱うものとする。
また、甲が、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号)遵守のため、乙に対し、乗継施設を利用した運送ダイヤを設定した場合は、始発局から乗継施設までの運送便及び乗継施設から到着郵便局までの運送便の2車2回の運行を指示したもとして、それぞれ運賃及び料金を算出する。
なお、運賃・料金については、税抜きとする。
- 運送距離は、1車1回ごとの走行距離によるものとし、甲が指定した経路の距離による。
- 運送車種は、4トン、8トン又はトレーラーとし、運送距離が350km以上の運送便については、4t100km指定便を除き、4トンの設定を行わないものとする。
- 深夜・早朝割増は、午後10時から午前5時までに行われる運送便に適用し、深夜・早朝割増の適用時間に運送した運送距離による運賃に「3割」を乗じて算出する。
- 保冷割増は、保冷機能を有する車両を使用し、保冷装置を使用した場合に適用し、保冷装置を運転した運送距離による運賃に「2割」を乗じて算出する。
- 都市割増は、運送する郵便物等の起点局、立寄局及び終点局が運賃・料金表(距離制)に定める都市に所在する場合に加算する。ただし、起点局と終点局、起点局と立寄局、立寄局と終点局が同一の都市内又は隣接都市間の場合には、いずれか一方(割増料が相異なる場合は高額の方)について加算する。
なお、連続して隣接している都市の場合は、同一都市の割増額の適用は、1回までとする。
- 冬期割増は、運送区間中に運賃・料金表(距離制)に定める冬期割増適用地域を含む場合に適用し、冬期割増適用地域を走行する距離の運賃にその割増率「2割」を乗じて算出する。
なお、適用期間は、北海道については、11月16日から4月15日までとし、北海道以外については、12月1日から3月31日までとする。
- 運賃・料金は、各別に計算しその合算額に10円未満の端数が生じた場合は、切り上げて10円単位とする。
- 航路を利用して運送する場合、航路を利用する時間(航送所要時間、並行する陸路がなく、復路が空車回送の場合は往復分)30分ごとに「30分当たりの固定費」を適用し、30分未満の端数については、30分単位で切り上げて算出し、航路の実費をこれに加算する。
- 荷主の要求による特別の負担は、実費としてこれを別に算出する。
- 運送便の出発前等にストレージを要請した場合は、そのストレージ時間から20分を除いた時間30分ごとに「30分当たりの固定費」を適用し、30分未満の端数については、30分単位で切り上げて算出する。
- 荷主の要請により2名乗務して運送便を運送した場合、運送便に2名乗務した時間30分ごとに、1,900円を加算し、30分未満の端数については、30分単位で切り上げて算出する。
なお、運送便の帰便に相当する運送便にも2名乗務した場合、時間30分ごとに、950円を加算し、30分未満の端数については、30分単位で切り上げて算出する。
- 荷主及び当社双方の責めに帰すべき事由がなく、運行を休止した場合の委託料(固定費)は、要請した車種及び予定運行時間に応じ、「30分当たりの固定費」を適用し、30分未満の端数については、30分単位で切り上げて算出する。
なお、要請していた運送便につき、執行日の3日前までに運休を要請した場合は、固定費は発生しないこととする。
- フリー便(荷主が運送区間を特定せずに臨時に要請する運送便)については、地域間運送便を運行した場合は距離制運賃を適用し、運休した場合は要請した車種及び区間等に応じ、下表に定めるキャンセル料を固定費とする。

着地 発地	車種	固定費 単位料金	目的地									
			北海道	東北	関東 東京 南関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州
北海道 (札幌)	4t	990	7,920	30,690	42,570	45,540	48,510	53,460	58,410	66,330	67,320	73,260
	8t	1,410	11,280	43,710	60,630	64,860	69,090	76,140	83,190	94,470	95,880	104,340
	トレーラー	1,780	14,240	55,180	76,540	81,880	87,220	96,120	105,020	119,260	121,040	131,720
東北 (仙台)	4t	840	26,040	5,040	9,240	11,760	13,440	18,480	21,840	28,560	26,040	36,280
	8t	1,170	36,270	7,020	12,870	16,380	18,720	25,740	30,420	39,780	36,270	49,140
	トレーラー	1,510	46,810	9,060	16,610	21,140	24,160	33,220	39,260	51,340	46,810	63,420
関東、東京 南関東 (新東京)	4t	920	39,560	10,120	4,600	7,360	13,800	10,120	14,720	23,000	20,240	29,440
	8t	1,290	55,470	14,190	6,450	10,320	19,350	14,190	20,640	32,250	28,380	41,280
	トレーラー	1,590	68,370	17,490	7,950	12,720	23,850	17,490	25,440	39,750	34,980	50,880
信越 (長野東)	4t	880	40,480	12,320	7,040	5,280	7,040	8,800	12,320	20,240	17,600	27,280
	8t	1,210	55,660	16,940	9,680	7,260	9,680	12,100	16,940	27,930	24,200	37,510
	トレーラー	1,560	71,760	21,840	12,480	9,360	12,480	15,600	21,840	35,880	31,200	48,360
北陸 (新金沢)	4t	920	45,080	14,720	13,800	7,360	2,760	7,360	9,200	17,480	13,800	23,000
	8t	1,280	62,720	20,480	19,200	10,240	3,840	10,240	12,800	24,320	19,200	32,000
	トレーラー	1,580	77,420	25,280	23,700	12,640	4,740	12,640	15,800	30,820	23,700	39,500
東海 (名古屋神宮)	4t	920	49,680	20,240	10,120	9,200	7,360	5,520	5,520	13,800	11,040	20,240
	8t	1,280	69,120	28,160	14,080	12,800	10,240	7,680	7,680	19,200	15,360	28,160
	トレーラー	1,580	85,320	34,760	17,380	15,800	12,640	9,480	9,480	23,700	18,960	34,760
近畿 (新大阪)	4t	920	54,280	23,920	14,720	12,880	9,200	5,520	3,680	10,120	5,520	17,480
	8t	1,280	75,520	33,280	20,480	17,920	12,800	7,680	5,120	14,080	7,680	24,320
	トレーラー	1,580	93,220	41,080	25,280	22,120	15,800	9,480	6,320	17,380	9,480	30,020
中国 (広島TMO)	4t	890	59,630	30,260	22,250	20,470	16,910	13,350	9,790	4,450	5,340	7,120
	8t	1,200	80,400	40,800	30,000	27,600	22,800	18,000	13,200	6,000	7,200	9,600
	トレーラー	1,490	99,830	50,660	37,250	34,270	28,310	22,350	16,390	7,450	8,940	11,920
四国 (高松南)	4t	880	58,840	27,280	19,360	17,600	13,200	10,560	5,280	5,280	4,400	12,320
	8t	1,210	82,280	37,510	26,620	24,200	18,150	14,520	7,260	7,260	6,050	16,940
	トレーラー	1,540	104,720	47,740	33,880	30,800	23,100	18,480	9,240	9,240	7,700	21,560
九州 (新福岡)	4t	870	64,380	36,540	27,840	26,970	21,750	19,140	16,530	6,960	12,180	3,480
	8t	1,220	90,280	51,240	39,040	37,820	30,500	26,840	23,180	9,760	17,080	4,880
	トレーラー	1,560	115,440	65,520	49,920	48,360	39,000	34,320	29,640	12,480	21,840	6,240

- 運賃の幅については、上記1号から14号により算出される運賃の **上90%下40%** の範囲内とする。

時間制運賃料金新旧対照表

現		行					備 考
時間制運賃料金表							
I 時間制運賃料金表 I (8時間制)							
1. 運賃率表							
(1) 北海道運輸局							
① 集配便							
車種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
種別		円	円	円	円	円	
基 礎 額		15,130	16,790	23,100	26,750	29,270	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	40	42	45	53	59	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,280	1,410	2,150	3,020	3,290	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	450	500	690	970	1,070	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	330	380	540	780	850	
② 運送便							
車種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
種別		円	円	円	円	円	円
基 礎 額		14,070	15,610	21,480	24,870	27,220	35,790
加 算 額	走行1キロメートルにつき	37	39	41	49	54	70
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,020	1,110	1,300	1,390	1,480	2,040
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	410	460	640	900	990	1,200
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	300	350	500	720	790	950

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(2) 東北運輸局のうち宮城、福島、岩手及び青森運輸支局							
① 集配便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 15,250	円 16,930	円 23,320	円 27,720	円 32,270	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	39	41	41	45	51	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,290	1,420	2,170	3,060	3,330	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	460	500	700	980	1,080	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	340	390	550	790	870	
② 運送便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基 礎 額		円 14,180	円 15,740	円 21,680	円 25,770	円 30,010	円 38,490
加 算 額	走行1キロメートルにつき	36	38	38	41	47	63
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,020	1,110	1,300	1,390	1,480	2,070
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	1,000	1,230
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	730	800	980

時間制運賃料金新旧対照表

現		行					備考
(3) 関東運輸局							
① 集配便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
	基礎額	円 15,350	円 17,030	円 22,930	円 27,730	円 30,500	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	51	53	53	55	61	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,300	1,430	2,190	3,080	3,350	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	460	500	710	990	1,080	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	340	400	550	790	870	
② 運送便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
	基礎額	円 14,270	円 15,830	円 21,320	円 25,780	円 28,360	円 36,070
加 算 額	走行1キロメートルにつき	47	49	49	51	56	76
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,020	1,110	1,200	1,300	1,480	1,950
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	660	920	1,000	1,210
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	950

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(4) 北陸信越運輸局のうち新潟及び長野運輸支局並びに 東北運輸局のうち秋田及び山形運輸支局							
① 集配便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 15,180	円 16,850	円 22,430	円 26,350	円 30,800	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	41	43	45	53	59	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,280	1,420	2,160	3,050	3,310	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	460	500	700	980	1,070	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	340	390	550	790	860	
② 運送便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基 礎 額		円 14,110	円 15,670	円 20,850	円 24,500	円 28,640	円 36,850
加 算 額	走行1キロメートルにつき	38	39	41	49	54	71
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,020	1,110	1,200	1,300	1,390	1,930
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	990	1,220
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	730	790	970

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(5) 中部運輸局並びに北陸信越運輸局のうち富山及び石川運輸支局							
① 集配便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 15,300	円 16,980	円 23,630	円 27,520	円 30,920	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	37	42	44	49	55	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,290	1,430	2,180	3,070	3,340	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	460	500	700	980	1,080	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	340	400	550	790	870	
② 運送便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基 礎 額		円 14,220	円 15,790	円 21,970	円 25,590	円 28,750	円 37,120
加 算 額	走行1キロメートルにつき	34	39	40	45	51	67
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,020	1,110	1,300	1,390	1,480	2,030
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	1,000	1,210
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	960

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(6) 近畿運輸局							
① 集配便							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 15,320	円 17,010	円 22,680	円 27,400	円 30,250	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	46	52	54	56	61	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,300	1,430	2,180	3,070	3,350	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	460	500	710	990	1,080	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	340	400	550	790	870	
② 運送便							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基 礎 額		円 14,240	円 15,810	円 21,090	円 25,480	円 28,130	円 35,740
加 算 額	走行1キロメートルにつき	42	48	50	52	56	77
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,020	1,110	1,200	1,300	1,390	1,880
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	660	920	1,000	1,210
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	950

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(7) 中国運輸局							
① 集配便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 15,190	円 16,860	円 22,560	円 26,380	円 30,630	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	38	42	44	53	61	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,280	1,420	2,170	3,050	3,320	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	460	500	700	980	1,070	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	340	390	550	790	860	
② 運送便							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基 礎 額		円 14,120	円 15,670	円 20,980	円 24,530	円 28,480	円 35,370
加 算 額	走行1キロメートルにつき	35	39	40	49	56	69
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,020	1,110	1,200	1,300	1,390	1,850
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	990	1,170
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	730	790	930

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(8) 四国運輸局							
① 集配便							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 14,980	円 16,630	円 20,940	円 24,900	円 28,700	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	33	35	39	46	53	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,270	1,400	2,140	3,010	3,270	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	450	490	690	960	1,060	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	330	390	540	780	850	
② 運送便							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基 礎 額		円 13,930	円 15,460	円 19,470	円 23,150	円 26,690	円 33,790
加 算 額	走行1キロメートルにつき	30	32	36	42	49	62
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	930	1,020	1,110	1,200	1,300	1,760
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	410	450	640	890	980	1,190
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	300	360	500	720	790	940

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(9) 九州運輸局							
① 集配便							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 15,170	円 16,840	円 23,030	円 27,530	円 32,060	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	35	36	38	40	45	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,280	1,420	2,160	3,040	3,310	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	460	500	700	980	1,070	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	340	390	550	780	860	
② 運送便							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基 礎 額		円 14,100	円 15,660	円 21,410	円 25,600	円 29,810	円 38,040
加 算 額	走行1キロメートルにつき	32	33	35	37	41	56
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,020	1,110	1,200	1,300	1,480	1,990
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	990	1,220
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	720	790	970

時間制運賃料金新旧対照表

		現 行					備 考
(10) 沖縄総合事務局							
① 集配便							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 14,390	円 15,970	円 17,100	円 22,600	円 26,200	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	30	31	35	37	39	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	1,232	1,364	2,078	2,925	3,197	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	423	470	658	922	1,016	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	306	339	515	722	788	
② 運送便							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	
基 礎 額		円 13,800	円 15,320	円 16,700	円 22,070	円 25,120	
加 算 額	走行1キロメートルにつき	28	29	34	36	38	
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すごとに	770	860	980	1,080	1,150	
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	410	450	630	880	970	
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	290	320	490	700	760	

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
2. 都市割増料							
車種別 地域	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー	
東京都特別区、大阪市	円 1,560	円 1,760	円 1,870	円 2,240	円 2,390	円 3,120	
政令指定都市	1,060	1,160	1,220	1,430	1,570	2,050	
浦安市・東京都府中市・ 東大阪市・尼崎市(政令 指定都市へ移行した場 合は除く)	830	830	920	1,040	1,170	1,530	
3. 運賃割増率							
冬 期 割 増							
地 域	期 間	割増率					
北海道	自11月16日 至4月15日	2 割					
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、 鳥取県、 島根県の全県	自12月1日						
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、 上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、郡上市、大野郡	至3月31日						

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
II 時間制運賃料金表 II (2時間制)							
1. 運賃率表							
(1) 北海道運輸局							
種別	車種別	最大積載	最大積載	最大積載	最大積載	最大積載	トレーラー
		量1,000キ ログラムまで	量2,000キ ログラムまで	量4,000キ ログラムまで	量6,000キ ログラムまで	量8,000キ ログラムまで	
基礎額	2時間 (111~120)	円 9,708	円 10,771	円 14,821	円 17,159	円 18,780	円 24,694
	4時間 (121~240)	10,786	11,967	16,467	19,067	20,869	27,438
	6時間 (241~360)	11,985	13,298	18,297	21,184	23,186	30,486
	8時間 (361~480)	13,316	14,775	20,330	23,538	25,764	33,874
	10時間 (481~600)	14,796	16,415	22,589	26,154	28,625	37,638
	12時間 (601~720)	16,440	18,240	25,099	29,060	31,805	41,819
	14時間 (721~840)	18,267	20,266	27,888	32,289	35,340	46,466
	16時間 (841~960)	20,297	22,519	30,986	35,877	39,267	51,629
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	410	460	640	900	990	1,200
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	300	350	500	720	790	950
(2) 東北運輸局のうち宮城及び福島運輸支局							
種別	車種別	最大積載	最大積載	最大積載	最大積載	最大積載	トレーラー
		量1,000キ ログラムまで	量2,000キ ログラムまで	量4,000キ ログラムまで	量6,000キ ログラムまで	量8,000キ ログラムまで	
基礎額	2時間 (111~120)	円 10,147	円 11,264	円 15,514	円 18,441	円 21,475	円 27,544
	4時間 (121~240)	11,274	12,515	17,238	20,490	23,861	30,603
	6時間 (241~360)	12,527	13,905	19,153	22,767	26,512	34,004
	8時間 (361~480)	13,919	15,450	21,282	25,296	29,458	37,783
	10時間 (481~600)	15,466	17,167	23,646	28,106	32,732	41,980
	12時間 (601~720)	17,185	19,075	26,274	31,230	36,369	46,645
	14時間 (721~840)	19,093	21,194	29,192	34,699	40,409	51,828
	16時間 (841~960)	21,215	23,549	32,436	38,555	44,899	57,586
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	1,000	1,230
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	730	800	980

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(3) 東北運輸局のうち青森、岩手、秋田、山形運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	11,797	13,102	17,434	20,484	23,946	30,811
	4時間 (121～240)	13,108	14,558	19,371	22,761	26,607	34,235
	6時間 (241～360)	14,565	16,175	21,522	25,290	29,564	38,038
	8時間 (361～480)	16,183	17,973	23,913	28,101	32,848	42,265
	10時間 (481～600)	17,981	19,969	26,571	31,222	36,498	46,961
	12時間 (601～720)	19,980	22,188	29,523	34,692	40,554	52,179
	14時間 (721～840)	22,200	24,654	32,803	38,545	45,059	57,976
	16時間 (841～960)	24,666	27,392	36,448	42,829	50,067	64,418
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	990	1,220
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	730	790	970
(4) 関東運輸局のうち茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	8,707	9,659	13,008	15,730	17,304	22,008
	4時間 (121～240)	9,674	10,732	14,454	17,477	19,227	24,454
	6時間 (241～360)	10,749	11,924	16,060	19,419	21,363	27,171
	8時間 (361～480)	11,944	13,249	17,844	21,577	23,737	30,190
	10時間 (481～600)	13,271	14,721	19,827	23,975	26,374	33,544
	12時間 (601～720)	14,745	16,357	22,030	26,638	29,304	37,271
	14時間 (721～840)	16,384	18,175	24,478	29,598	32,560	41,412
	16時間 (841～960)	18,204	20,194	27,197	32,887	36,178	46,014
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	660	920	1,000	1,210
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	950

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(5) 関東運輸局のうち東京運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	7,289	8,086	10,890	13,168	14,486	18,423
	4時間 (121～240)	8,099	8,984	12,100	14,631	16,095	20,470
	6時間 (241～360)	8,999	9,982	13,444	16,256	17,883	22,745
	8時間 (361～480)	9,998	11,091	14,938	18,063	19,870	25,272
	10時間 (481～600)	11,109	12,324	16,598	20,069	22,078	28,080
	12時間 (601～720)	12,344	13,693	18,442	22,299	24,531	31,200
	14時間 (721～840)	13,715	15,214	20,491	24,777	27,257	34,667
	16時間 (841～960)	15,239	16,905	22,767	27,530	30,285	38,518
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	660	920	1,000	1,210
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	950
(6) 関東運輸局のうち神奈川及び山梨運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	8,327	9,237	12,440	15,043	16,548	21,047
	4時間 (121～240)	9,252	10,263	13,823	16,714	18,387	23,386
	6時間 (241～360)	10,280	11,404	15,359	18,571	20,430	25,984
	8時間 (361～480)	11,422	12,671	17,065	20,635	22,700	28,871
	10時間 (481～600)	12,691	14,079	18,961	22,928	25,222	32,079
	12時間 (601～720)	14,101	15,643	21,068	25,475	28,025	35,644
	14時間 (721～840)	15,668	17,381	23,409	28,306	31,139	39,604
	16時間 (841～960)	17,409	19,312	26,010	31,451	34,598	44,004
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	660	920	1,000	1,210
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	950

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(7) 北陸信越運輸局のうち新潟及び長野運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	9,763	10,843	14,427	16,953	19,817	25,498
	4時間 (121～240)	10,848	12,047	16,030	18,836	22,019	28,331
	6時間 (241～360)	12,053	13,386	17,811	20,929	24,466	31,479
	8時間 (361～480)	13,393	14,873	19,790	23,255	27,184	34,977
	10時間 (481～600)	14,881	16,526	21,989	25,838	30,205	38,863
	12時間 (601～720)	16,534	18,362	24,432	28,709	33,561	43,181
	14時間 (721～840)	18,371	20,403	27,147	31,899	37,290	47,979
	16時間 (841～960)	20,413	22,669	30,163	35,444	41,433	53,310
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	990	1,220
	CHILD車を使用し、CHILD装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	730	790	970
(8) 中部運輸局のうち福井運輸支局並びに北陸信越運輸局のうち富山及び石川運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	9,751	10,827	15,065	17,547	19,714	25,453
	4時間 (121～240)	10,834	12,030	16,739	19,497	21,904	28,281
	6時間 (241～360)	12,038	13,367	18,599	21,663	24,338	31,424
	8時間 (361～480)	13,375	14,852	20,665	24,070	27,042	34,915
	10時間 (481～600)	14,862	16,502	22,961	26,745	30,047	38,795
	12時間 (601～720)	16,513	18,336	25,512	29,716	33,386	43,105
	14時間 (721～840)	18,348	20,373	28,347	33,018	37,095	47,895
	16時間 (841～960)	20,386	22,637	31,497	36,687	41,217	53,216
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	1,000	1,210
	CHILD車を使用し、CHILD装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	960

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(8) 中部運輸局のうち愛知、静岡、岐阜、三重運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	8,718	9,680	13,469	15,688	17,626	22,757
	4時間 (121～240)	9,686	10,756	14,966	17,432	19,584	25,286
	6時間 (241～360)	10,763	11,951	16,629	19,368	21,760	28,095
	8時間 (361～480)	11,959	13,279	18,476	21,520	24,178	31,217
	10時間 (481～600)	13,287	14,754	20,529	23,912	26,864	34,685
	12時間 (601～720)	14,764	16,394	22,810	26,568	29,849	38,539
	14時間 (721～840)	16,404	18,215	25,344	29,520	33,166	42,821
	16時間 (841～960)	18,227	20,239	28,161	32,801	36,851	47,579
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	1,000	1,210
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	960
(9) 近畿運輸局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	9,397	10,432	13,917	16,813	18,561	23,583
	4時間 (121～240)	10,440	11,591	15,463	18,681	20,624	26,204
	6時間 (241～360)	11,600	12,879	17,181	20,757	22,916	29,115
	8時間 (361～480)	12,889	14,310	19,089	23,063	25,462	32,350
	10時間 (481～600)	14,322	15,900	21,211	25,626	28,291	35,945
	12時間 (601～720)	15,913	17,667	23,567	28,473	31,435	39,938
	14時間 (721～840)	17,681	19,630	26,186	31,636	34,927	44,376
	16時間 (841～960)	19,646	21,811	29,096	35,152	38,808	49,306
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	660	920	1,000	1,210
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	370	510	730	800	950

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(10) 中国運輸局のうち広島、岡山、山口運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基礎額	2時間 (111～120)	円 9,120	円 10,120	円 13,550	円 15,843	円 18,394	円 22,844
	4時間 (121～240)	10,133	11,246	15,056	17,603	20,438	25,383
	6時間 (241～360)	11,259	12,495	16,729	19,560	22,709	28,202
	8時間 (361～480)	12,510	13,883	18,588	21,732	25,232	31,336
	10時間 (481～600)	13,899	15,426	20,653	24,147	28,036	34,818
	12時間 (601～720)	15,444	17,140	22,948	26,831	31,151	38,687
	14時間 (721～840)	17,161	19,044	25,497	29,812	34,612	42,986
	16時間 (841～960)	19,067	21,160	28,330	33,124	38,457	47,762
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	990	1,170
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	730	790	930
(11) 中国運輸局のうち鳥取及び島根運輸支局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基礎額	2時間 (111～120)	円 12,063	円 13,388	円 17,926	円 20,958	円 24,334	円 30,221
	4時間 (121～240)	13,405	14,876	19,917	23,288	27,038	33,579
	6時間 (241～360)	14,895	16,530	22,130	25,875	30,041	37,309
	8時間 (361～480)	16,550	18,366	24,589	28,750	33,380	41,455
	10時間 (481～600)	18,388	20,407	27,321	31,944	37,088	46,060
	12時間 (601～720)	20,431	22,673	30,357	35,493	41,209	51,178
	14時間 (721～840)	22,701	25,193	33,730	39,438	45,788	56,865
	16時間 (841～960)	25,224	27,992	37,479	43,819	50,875	63,184
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	990	1,170
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	730	790	930

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(12) 四国運輸局							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基礎額	2時間 (111～120)	円 8,733	円 9,692	円 12,205	円 14,513	円 16,732	円 21,183
	4時間 (121～240)	9,702	10,768	13,562	16,125	18,590	23,537
	6時間 (241～360)	10,781	11,965	15,069	17,917	20,656	26,152
	8時間 (361～480)	11,979	13,295	16,743	19,907	22,952	29,057
	10時間 (481～600)	13,310	14,772	18,604	22,120	25,502	32,285
	12時間 (601～720)	14,789	16,413	20,670	24,577	28,336	35,872
	14時間 (721～840)	16,432	18,236	22,967	27,307	31,484	39,859
	16時間 (841～960)	18,257	20,263	25,519	30,342	34,982	44,287
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	410	450	640	890	980	1,190
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	300	360	500	720	790	940
(13) 九州運輸局							
車種別 種別		最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
基礎額	2時間 (111～120)	円 7,962	円 8,843	円 12,090	円 14,456	円 16,833	円 21,480
	4時間 (121～240)	8,847	9,825	13,433	16,062	18,703	23,867
	6時間 (241～360)	9,829	10,917	14,925	17,846	20,781	26,519
	8時間 (361～480)	10,922	12,130	16,584	19,829	23,090	29,465
	10時間 (481～600)	12,135	13,478	18,426	22,033	25,656	32,739
	12時間 (601～720)	13,483	14,975	20,474	24,481	28,507	36,377
	14時間 (721～840)	14,982	16,639	22,749	27,201	31,674	40,419
	16時間 (841～960)	16,646	18,488	25,276	30,223	35,193	44,910
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	420	460	650	910	990	1,220
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	310	360	510	720	790	970

時間制運賃料金新旧対照表

現 行							備 考
(14) 沖縄総合事務局							
種別	車種別	最大積載 量1,000キ ログラムまで	最大積載 量2,000キ ログラムまで	最大積載 量4,000キ ログラムまで	最大積載 量6,000キ ログラムまで	最大積載 量8,000キ ログラムまで	トレーラー
		円	円	円	円	円	円
基礎額	2時間 (111～120)	6,879	7,636	8,323	11,001	12,521	0
	4時間 (121～240)	7,643	8,484	9,249	12,222	13,912	0
	6時間 (241～360)	8,492	9,427	10,276	13,580	15,458	0
	8時間 (361～480)	9,436	10,475	11,418	15,090	17,174	0
	10時間 (481～600)	10,484	11,639	12,687	16,766	19,083	0
	12時間 (601～720)	11,649	12,931	14,096	18,629	21,203	0
	14時間 (721～840)	12,942	14,368	15,662	20,699	23,559	0
	16時間 (841～960)	14,380	15,965	17,403	22,999	26,177	0
加算	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	410	450	630	880	970	0
	child車を使用し、child装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	290	320	490	700	760	0

時間制運賃料金新旧対照表

現	行	備 考
<p>Ⅲ 時間制運賃料金適用方</p> <p>1 この運賃・料金は、走行距離、作業時間及び保冷機能を有する車両の使用時間によって1作業単位1車両ごとに算出する。 なお、運賃・料金については、税抜きとする。</p> <p>2 運送便の種別に応じて既定運送便、臨時運送便を次のように定める。</p> <p>(1) 既定運送便 発着時刻表を執行開始日の2週間前までに提示した上で、定期的な運送便の執行を指示するもの。</p> <p>(2) 臨時運送便 既定運送便以外の運送便。</p> <p>3 既定運送便の運賃については、8時間制運賃又は2時間制運賃の車種に応じた運賃により算出する。</p> <p>4 臨時運送便の運賃については、2時間制運賃の車種に応じた基礎額の2割増運賃により算出する。</p> <p>5 運送車種、運送区間等の運送条件の臨時変更を行った場合には、臨時運送便とみなし運送実績に応じて変更後の運賃を算出する。</p> <p>6 深夜・早朝割増は、1便の運行時間の全部又は一部が午後10時から午前5時までの間にかかる場合について適用し、30分ごとに加算し、30分未満の端数については、30分単位で切り上げて算出する。</p> <p>7 保冷割増は、保冷機能(冷凍又は冷蔵)を有する車両を使用した時間に応じて30分ごとに加算し、30分未満の端数については、30分単位で切り上げて算出する。</p> <p>8 荷主の要求による特別の負担は、実費としてこれを別に算出する。</p> <p>9 荷主及び当社双方の責めに帰すべき事由がなく、運行を休止した場合は、車種に応じ、各エリアの2時間制運賃の基礎額に相当する金額とする。 なお、執行日の3日前までに運休を要請された場合は、当該金額は発生しないこととする。</p> <p>10 運賃・料金は、各別に計算しその合算額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げて1円単位とする。</p> <p>11 保冷集荷(冷凍又は冷蔵扱いとする荷物の集荷をいう。)以外の集荷を委託され、次の条件をすべて満たす場合の運賃については、本適用方に基づき、算出する。</p> <p>(1) 集荷箇所1箇所1回あたりの集荷量が4トン車以上の車両を必要とするもの。</p> <p>(2) 集荷先から地域区分局へ直接持込む便設定となっているもの。</p> <p>12 運賃の幅については、上記1号から11号により算出される運賃の 上900% 下40% の範囲内とする。</p>		